

地区計画区域内の行為届出・認定申請手続等について

城山三丁目地区地区計画・下堀地区地区計画・緑城山地区地区計画・小田原漁港地区地区計画・鬼柳地区地区計画・久野地区地区計画の各地区整備計画区域内で建築物や工作物の新築等を行う際には、次の届出・認定申請が必要になります。

建築基準法に基づく建築確認申請
⇒ 建築指導課へ申請
詳細については建築指導課 (0465-33-1435) まで

- 都市計画法に基づく地区計画の届出 → 都市計画課
- 小田原市地区計画形態意匠条例に基づく認定申請 → まちづくり交通課

届出・申請が必要な行為は以下のとおりです。また、適合通知書や認定証を受けた建築物などの計画を変更して行為をしようとする場合も同様です。

■ 都市計画法に基づく届出

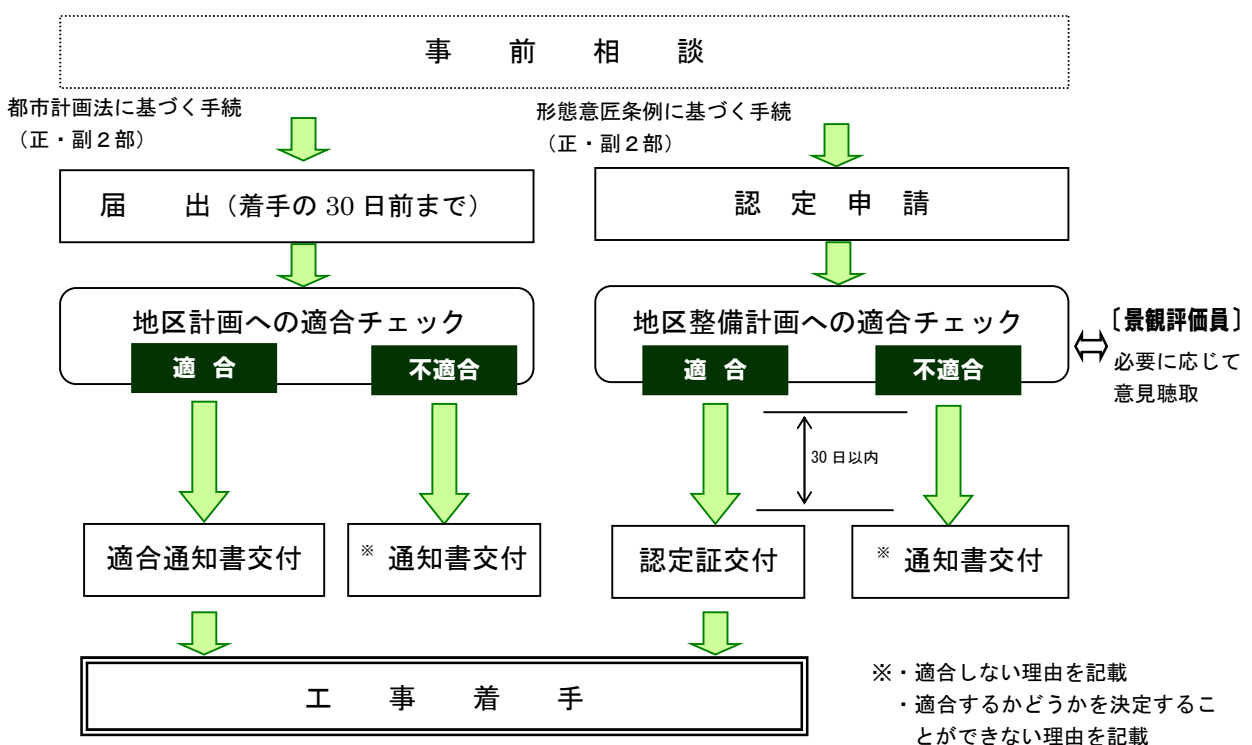
- ・ 土地の区画形質の変更
- ・ 建築物の建築又は工作物の建設
- ・ 建築物等の用途の変更
- ・ 建築物等の形態又は意匠の変更
- ・ 木竹の伐採

■ 形態意匠条例に基づく申請

| | |
|-----|--|
| 建築物 | 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |
| 工作物 | 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |

※詳細については、お問い合わせください。

届出・認定申請の流れ



○都市計画法に基づく届出に必要な添付書類

①土地の区画形質の変更

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 付 近 見 取 図 | 届出箇所、道路、方位、その他目標となる土地建物を表示すること。 |
| 区 域 図 | 縮尺1, 000分の1以上 |
| 設 計 図 | 縮尺100分の1以上 |
| 公 図 の 写 し | 法務局発行のもの。コピー可。 |
| 求 積 図 | |

②建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途の変更

| | |
|-------------|--|
| 付 近 見 取 図 | 届出箇所、道路、方位、その他目標となる土地建物を表示すること。 |
| 配 置 図 | 敷地内における建築物等の位置を表示する。縮尺100分の1以上、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。 |
| 各 階 の 平 面 図 | 縮尺100分の1以上（建築物である場合に限る。） |
| 各 面 の 立 面 図 | 縮尺100分の1以上 |
| 公 図 の 写 し | 法務局発行のもの。コピー可。 |
| 求 積 図 | 敷地及び建物（建築面積及び各階） |

③建築物等の形態又は意匠の変更

| | |
|-------------|--|
| 付 近 見 取 図 | 届出箇所、道路、方位、その他目標となる土地建物を表示すること。 |
| 配 置 図 | 敷地内における建築物等の位置を表示する。縮尺100分の1以上、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。 |
| 各 面 の 立 面 図 | 縮尺100分の1以上 |

④木竹の伐採

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 付 近 見 取 図 | 届出箇所、道路、方位、その他目標となる土地建物を表示すること。 |
| 区 域 図 | 縮尺1, 000分の1以上 |
| 施 工 図 | 施工方法を明らかにすること。縮尺100分の1以上 |

※代理者の届出では、委任状を添付のこと。

○形態意匠条例に基づく認定申請に必要な添付書類

| | |
|---------------|-----------------------|
| 付 近 見 取 図 | |
| 配 置 図 | |
| 各 階 の 平 面 図 | 工作物の場合は不要 |
| 各 面 の 立 面 図 | 彩色が施された各面の立面図 |
| 外 構 平 面 図 | 植栽は樹種等を記載すること。 |
| 現 況 カ ラ ー 写 真 | 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 |

いずれも、各2部提出のこと。

小田原市 都市部 都市計画課 / まちづくり交通課
 〒250-8555 小田原市荻窪 300
 TEL. 0465-33-1571 / 1573 FAX. 0465-33-1579